

飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域における訪問系介護サービスの確保を図るため、市内に所在する介護保険事業者（以下「事業者」という。）が市内に住所を有する利用者（以下「利用者」という。）に対して訪問系介護サービスを提供する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 市内の介護報酬における特別地域加算及び中山間地域等の加算の対象地域（平成26年3月31日付け厚生労働省告示第199号により厚生労働大臣が定める地域及び平成27年3月23日付け厚生労働省告示第92号により厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域）
- (2) 利用者 市内の中山間地域に居住する者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者及び介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者
- (3) 訪問系介護サービス 次に掲げるサービスをいう。
 - ア 法第8条第2項に規定する訪問介護、及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
 - イ 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護、及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
 - ウ 法第8条第4項に規定する訪問看護、及び法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護（訪問看護ステーションが行う場合に限る。）
 - エ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
 - オ 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - カ 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護、及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
 - キ 法第115条の45に規定する第1号訪問事業（現行相当サービス及び基準緩和サービスに限る。）
 - ク 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護
 - ケ 高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する指定訪問看護

- (4) 中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業在宅介護サービス確保計画 中山間地域においても高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう訪問系介護サービス提供体制の確保をするために事業者が策定する計画

(在宅介護サービス確保計画)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市内の中山間地域に居住する利用者に対する訪問系介護サービスを確保するために中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業在宅介護サービス確保計画（以下「計画」という。）を策定し、市へ提出するものとする。

2 計画に変更が生じた場合は、変更した計画を市へ提出するものとする。

3 前2項に規定する計画は、飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業在宅介護サービス確保計画（様式第1号）によるものとする。

(交付対象事業及び事業費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、事業者が行う前条に規定する計画に位置づけられた事業（以下「補助事業」という。）に係る経費に対して、市が補助金を交付する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる事業費は、別表による基準額を合算した額とする。

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 交付対象事業について、次に掲げる変更等をしようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業に要する経費の変更。ただし、事業に要する経費の20%未満の減額の場合を除く。

イ 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき。

(2) 交付対象事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の終了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別紙）

(2) その他参考となる書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(変更承認申請書類等)

第8条 第5条第1号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき 飯山市中山間地域介護サービス提供体

制確保モデル事業補助金変更承認申請書（様式第3号）

- (2) 交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき 飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

（変更等の承認）

第9条 市長は、前条各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、事業者には通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（実施状況の報告）

第11条 事業者は、市長が指示したときは、飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金実施状況報告書（様式第6号）により、補助事業の実施状況を報告するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金実績報告書（様式第7号）によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別紙(1)）
- (2) 事業成果報告書（別紙(2)）
- (3) その他参考となる書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

（額の確定）

第13条 前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、事業者には通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 補助事業が完了し、事業者が市長に対して補助金の交付を請求しようとするときは、飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は補助事業が完了する前に飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業概算払請求書（様式第9号）により市長に概算払いの請求ができるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が前条

の規定による補助金の額の確定額を超える場合は、その差額を返還しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(別表) (第4条関係)

区分	補助の要件	基準額
ア 移動経費 軽減支援	訪問系介護サービスの提供(注1)に当たり、事業者の事業所(注2)と利用者の居宅の間の往復移動距離(注3)が20キロメートルを超える場合	往復移動距離から20キロメートルを除いた距離(キロメートル単位とし、少数未満を四捨五入して得た値とする。)に37円及び利用者の居宅への訪問回数(注4)を乗じた額
イ 長距離移動 手当支給 支援	事業者が、職員に対して、事業所と利用者の居宅の間の移動に関する手当を支給した場合(区分アの移動に伴う場合に限る。)	利用者の居宅への訪問回数(注4)に500円を乗じた額

(注1) 補助対象となるサービス提供は、当該年度4月から3月分のうち、市長が認めた期間におけるサービス提供分とする。

(注2) 事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」、及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注3) 事業者の事業所と利用者の居宅の間の往復移動距離とは、当該事業所から通常の経路・交通手段により移動する場合の距離で、市長が認めた距離とする。

(注4) 訪問回数とは、介護保険・医療保険又は後期高齢者医療に係る報酬の算定対象となる訪問系介護サービスの提供(第2条第3号ア～カ、ク及びケ)、及び介護保険者が介護予防・日常生活支援総合事業に関して定めた要綱等による費用負担の対象となる訪問系介護サービスの提供(第2条第3号キ)に係る訪問の回数とする。

ただし、通常の実施地域を超えて訪問看護サービス等を提供した場合で、利用者が交通費を負担した場合の訪問については、区分アの訪問回数から除外するものとする。